

リチウムイオン蓄電池等適正処理 に向けた取組状況等

2025. 9. 1

公益社団法人全国都市清掃会議

河井 一広

I. (公社)全国都市清掃会議の概要

- 全国の自治体(市区町村:正会員)と企業(賛助会員)等が、市区町村の廃棄物行政の問題解決のために組織する公益社団法人

<沿革>

- 昭和22(1947)年「都市清掃協会」として設立
- 昭和51(1976)年「社団法人全国都市清掃会議」認可
(厚生省:現環境省)
- 平成24(2012)年公益社団法人へ移行

I. (公社)全国都市清掃会議の概要

<組 織>

自治体等加入状況

(令和7年7月1日現在)

会員		会員数
正会員	市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合	529
特別会員	都道府県、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人及び清掃事業に関し学識を有する個人	55
賛助会員	本会の事業に賛助協力する法人	65

- その他名誉会員(清掃事業に特別の構成気があった者で、総会の決によって認められた者)がある。

* 加入参加自治体の人口1億500万人(全人口の84%)

I. (公社)全国都市清掃会議の概要

<正会員数内訳>

令和7年7月1日現在

協議会	会員数	
	内訳	合計
北海道地区	13市区町村、6一部事務組合等	19
東北地区	42市区町村、36一部事務組合等	78
関東地区	112市区町村、26一部事務組合等	138
北陸東海地区	86市区町村、29一部事務組合等	115
近畿地区	67市区町村、19一部事務組合等	86
中国四国地区	39市区町村、11一部事務組合等	50
九州地区	31市区町村、12一部事務組合等	43
合計	390市区町村※、139一部事務組合等	529

※362市、23区、5町、0村

I. (公社)全国都市清掃会議の概要

＜事業＞

(1) 調査研究事業

廃棄物処理事業に関する提言・要望、調査研究、図書の出版

(2) 普及啓発事業

表彰事業、研修会等事業、広報活動、国際交流

(3) 技術指導相談事業

技術指導事業、技術相談事業

(4) 適正処理困難廃棄物対策事業

使用済み乾電池等広域回収・処理事業

適正処理困難廃棄物対策事業

(5) 廃棄物処理プラント保険事業

「全都清」廃棄物処理プラント保険の取扱

Ⅱ．中央適正処理困難廃棄物対策協議会

1 処理困難指定廃棄物への市町村対応の経緯

(1) 適正処理困難指定廃棄物対策協議会

(事務局：全国都市清掃会議内)

平成6(1994)年8月、(社)全国都市清掃会議(当時)は、指定品目に係る事業者との協力に関する協議にあたり、市町村の以降の集約と情報の把握を行うため、**会員以外の市町村及び都道府県も対象とした組織として協議会(中央及び7地区)を結成**し、以降、指定廃棄物を含む適正処理困難物対策を適宜協議してきた。

Ⅱ．中央適正処理困難廃棄物対策協議会

(2) 適正処理困難指定廃棄物等に係る対応

- ① 平成6年9月から家電業界、タイヤ業界、ベッド工業会と意見交換等実施
 - ・家電業界、タイヤ業界については覚書締結
 - ・ベッド工業会でシステム構築ができず
- ② 平成10年度以降 家電リサイクル法への対応
- ③ 平成13年度以降 資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンリサイクルへの対応
- ④ 平成15年以降 スプリングマットレス、エアゾール缶等に関する意見交換
 - ・平成18年2月にエアゾール処理対策協議会と覚書締結
 - ・(一財)JBRCとリチウムイオン電池等について意見交換
 - ・(一社)家具インテリアリサイクル協会とスプリングマットレスについて意見交換

(3) 廃棄物処理法改正に係る適正処理困難廃棄物に関する要望

平成15年2月、事業者責任を強化する観点からの見直しを環境省に要望

Ⅱ 中央適正処理困難廃棄物対策協議会

2 中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会の概要

正副会長都市及び各地区協議会幹事長都市の委員をもって構成。

役職	都市名
会長都市	横浜市
副会長都市	大阪市、川崎市、岡山市
北海道地区協議会幹事長	札幌市
東北地区協議会幹事長	仙台市
関東地区協議会幹事長 ※	川崎市(R6,7)、さいたま市、千葉市、相模原市
北陸・東海地区協議会幹事長	名古屋市
近畿地区協議会幹事長 ※	神戸市(R7,8)、大阪市、京都市
中国・四国地区協議会幹事長	広島市
九州地区協議会幹事長	北九州市

※関東地区、近畿地区の協議会は幹事長都市を輪番制をとっており、このうち関東地区は中央適困協議会委員も輪番制としている。

なお、**東京都**も委員となっている。

Ⅱ 中央適正処理困難廃棄物対策協議会

4 直近3か年(令和4～6年度)で取り上げられた議題

協議会委員都市において問題・課題となっている適正処理困難物について「議題」として取り上げ。意見交換等を実施。

年 度 (回数)	議 題
令和4年度 (第60回)	・プラント設備でのLibの混入への取組状況 ・Lib等の処理について ・DIYに伴う建設系廃材の処理 ・家庭用小型ソーラーパネルの処分について
令和5年度 (第61回)	・Lib又は使用製品の定期収集の実施又は検討状況 ・ポータブル電源の処理方法 ・オイルヒーター ・煉瓦・ブロックの処理
令和6年度 (第62回)	・小型充電式電池の回答について ・膨張・破損しているリチウムイオン電池等の処理について ・廃油等の不法投棄物の処理について

充電式電池及びその使用製品に関する課題等が多く挙げられた。

Ⅱ 中央適正処理困難廃棄物対策協議会

＜令和6年度におけるリチウム蓄電池等に関する議題内容＞

（令和7年1月24日開催）

●小型充電式電池の回収について

設問	回答内容
1 行政回収を行っている。	11市中9市(82%) ※行っていないとした2市においても JBRCの回収協力を実施
以下、行政回収を行っている都市のみ回答(9市)	
(1)回収方法	拠点回収 4市 ステーション収集・拠点収集 2市 戸別回収 1市 ステーション収集 1市 訪問収集・拠点回収 1市
(2)回収後の処理	JBRC引渡し 4市 有価売却 2市 処理委託 6市 ※複数の処理を行っている市もある

Ⅱ 中央適正処理困難廃棄物対策協議会

＜令和6年度におけるLibに関する協議＞（令和7年1月24日開催）

設問	回答内容
2 ステーション収集を実施している都市のみ回答（3市）	
（1）集積所について	
①過去、集積所で火災はあったか	いいえ 3市
②集積所において火災対策をしている	はい 1市※ いいえ 2市 ※端子部分をテープで覆って出すよう指導
（2）収集運搬について	
①車両への積載方法	・回収容器ごとウイング車に積載 ・平ボディ車に積載
②車載用消火器以外の車両火災対策は	いいえ 3市
（3）収集後、引渡しまたは処理までの保管について	
①保管容器はどのようなもの	ペール缶保管、ドラム缶保管
②火災対策	・金属製の蓋を載せて発火、延焼の防止 ・スプリンクラー設備のある施設に保管

Ⅱ．中央適正処理困難廃棄物対策協議会

●膨張・破損しているリチウム蓄電池等の処理について

主な対応状況等

- ・市有施設、民間協力店に回収場所を設置し、回収したものは清掃工場で焼却処分している。
- ・絶縁処理の上、乾電池類やその他リチウムイオン電池（JBRC回収対象外のもの）と同梱し、委託業者指定の回収容器に入れて発送。
- ・販売店・製造メーカーに相談するように案内し、販売店・製造メーカーでの対応が困難な場合、市へ事前連絡の上、持ち込むよう案内している。
（回収後は市施設にて塩水での放電処理を行っている）
- ・搬送中の発火リスクを考慮し、外気温が高い時期には搬送を行わないなどの対応を実施している。
- ・ステーション収集・拠点回収されたLib等はすべて中間処理施設で廃乾電池等としてドラム缶で保管し、委託業者へ搬出している。
- ・膨張・破損しているものもしていないものもペール缶回収。JBRC認定事業者へ搬送後JBRC対象物と対象外物を選別し、対象外のものは別の処理業者で処理を行っている。

Ⅲ. 火災による自治体の被害

- 「川口市」令和7年1月3日20時55分ピット内で火災が発生
(4日23時49分鎮火)
- 「泉南清掃事務組合」令和7年4月9日6時頃ピット内で火災が発生
(9日20時頃鎮火)
- 「柳泉園組合」令和7年7月30日15時45分ピット内で火災が発生
(数時間後に鎮火)
- 会員団体以外にも、廃棄物処理施設での火災が発生

Ⅲ. 火災による自治体の被害(川口市)

- 令和7年1月3日20時55分ピット内で火災が発生
放水銃による消火活動、消防機関への通報及び消火活動
(4日23時49分鎮火)
- 近隣町会長など、近隣住民への状況説明の実施
鎮火後も再発火に備え、職員により監視体制を整えて対応
- 1月9日、10日の2日間収集運搬を停止
市長会見、防災無線、ホームページ及びショッピングセンター等での周知
- 他都市や民間事業者での処理に向けた調整
受入量や分別区分等について、調整を実施
- その他 議会や報道機関への説明、市民の問い合わせ対応

Ⅲ. 火災による自治体の被害(川口市)

- 被害は、ごみクレーン2台及び電気ケーブル、ごみ投入扉、ピット内照明、消防設備の損傷。
- 年末でごみが多く排出され、火災後もほぼ満杯の状況
臭気対策として、消臭剤の散布を実施
- 埼玉県内の市や民間事業者にごみ処理の委託を実施
また、東京23区清掃一部事務組合の施設で処理を実施
- この火災により、工場の補修や他都市での処理に必要な経費として約70億円相当が発生
- 復旧に向け、クレーンや建築物の補修、消防施設の更新などを実施し、順次焼却処理を進めて行く。

Ⅲ. 火災による自治体の被害

- 全国都市清掃会議は、施設が火災により処理ができなくなった自治体のごみを会員都市での受け入れ調整を行った。
- ごみ処理施設は、社会インフラとしてとても重要であり、この施設が停止することで、市民生活に支障をきたす。
- 火災によってごみ処理が停滞する場合には、全国都市清掃会議として、会員都市の協力を経て、様々な支援を実施してまいりたい。

IV. 最後に

●各自治体においては、これまで、リチウム蓄電池等を原因とする車両・施設火災の未然防止や資源循環を図るため、市民へ分別排出等の普及啓発・広報等実施するとともに、リチウムイオン電池等の回収方法、適正処理、資源化等を検討し、実施してきた。

●その結果、リチウム蓄電池等を原因とする火災は減少の傾向にあるものの、依然、火災件数は多い状況にある。

●環境省では、令和7年4月15日通知「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」を発出。

IV. 最後に

これを受け、全国都市清掃としても、会員都市の集まる理事会、総会、評議員会等の機会を捉え、会員都市等に対し、改めて周知し、徹底を呼び掛けている。

●リチウム蓄電池等を原因とする火災・事故等の発生による作業員の安全作業の確保に対する危険性と施設稼働停止による市民生活等への影響の大きさ

●これを未然に防止するため、通知による助言を受け、改めて、市民等に対する分別排出の周知徹底、普及広報等の取組や、適正処理に向けた分別・回収方法の基本的な考え方等を基にした対策等検討、実施の必要性

IV. 最後に

- 近年は、モバイルバッテリー等の火災を問題として、報道関係で取り上げられており、リチウムイオン電池の取扱い方法が広がってきた。
- しかし、多くの住民は、廃棄物として廃棄された場合の火災被害は理解をしていないので、安易に燃やすごみとして出される。
- このため、自治体においては、リチウムイオン電池の使用されている製品を分けて回収することで、廃棄物処理における火災が削減されていくものと思われる。
- また、自治体が集めたリチウムイオン電池の使用製品は、専門知識を要する製造・販売事業者がリサイクルや適正処理を行うことが望ましい。
- ごみ処理における火災を無くすためには、自治体と事業者の連携がとても重要！

ご清聴ありがとうございました。